

4600008

10102

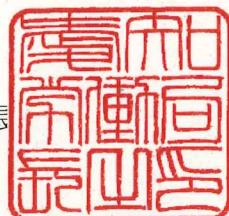
名古屋市中区栄二丁目9番26号 ポー
ラ名古屋ビル内

公益社団法人愛知労働基準協会

愛労発基 0209 第2号の2
令和6年2月9日

御中

愛知労働局長



「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそ
れがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関
する技術上の指針の一部を改正する件」について

平素から労働基準行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、感謝
申し上げます。

さて、これまで厚生労働省では、石綿のばく露による健康障害を予防するた
めに、石綿障害予防規則に規定する措置等に関する留意事項について、技術上
の指針を策定するとともに、関係する事業者や団体等への周知を図ってまいり
ました。

このたび、令和5年8月29日に石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令
和5年厚生労働省令第105号）が公布されたことに伴い、当該指針が別添1の
とおり改正されました（改正点は別添2のとおり）。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下事業場、会員等に対して、改
正後の指針について周知いただきますとともに、石綿による健康障害防止の推
進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別添1及び2については、愛知労働局のウェブサイト上にも掲載して
いることを申し添えます（※）。

（※）ウェブサイト上の掲載先

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/
houreiseido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku
_kaisei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/houreiseido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html)



問い合わせ先

愛知労働局労働基準部健康課

TEL: 052-972-0256